

# 相続ニュース

Vol.0112

2016年7月20日(水)

担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 遺産分割の方法

### はじめに

遺産に土地や建物といった不動産が含まれる場合、それをどのように相続分通りに分割したら良いのでしょうか？今回は、遺産の分割方法について紹介します。

### 現物分割

遺産をそのままの形で相続分に応じて分割する方法で、例えば、不動産は相続人のAさんに、預貯金などは相続人のBさんに分けるという方法です。シンプルで分割のしやすい方法といえますが、遺産としての価値がそれぞれ異なる場合があります、公平に遺産を分割できない可能性があります。そんな際は、次の換価分割、代償分割という方法をとることができます。

### 換価分割

遺産を売却して金銭に換え、この金銭を相続分に応じて分割する方法です。不動産のみが遺産である場合、その不動産を売却して、売却代金を相続人で分割します。現金化して分割するため、明確な遺産分割ができますが、売却時に譲渡所得税が課税されたり、手数料などの費用がかかるデメリットもあります。

### 代償分割

特定の相続人が土地や不動産などの財産を相続する代わりに、他の相続人にその人の相続分に応じた金銭を支払ったり、自分の所有する他の財産を交付する方法です。分割のしにくい財産の対処法としてよく用いられていますが、代償金を支払う側には、資金繰りが必要となります。もともと持っていた不動産や株式などの現物を付与する形でも問題はありません。

### 「共有」する

共有は各相続人の持分を決めて、その割合で相続する方法をいいます。不動産などを公平に相続分に応じて分割することができますが、将来的に相続人が死亡した際にさらに共有者が増えることになる等、のちのちのトラブルを生む可能性がある点に注意を払う必要があります。

### おわりに

相続財産を事前に把握することはもちろん大事ですが、相続が実際に発生する前に、分割方法についても考えておくと良いと思います。